

1 全体事項

計画地内には、既に交通渋滞が発生している路線があり、本事業の実施によりさらなる渋滞の悪化が懸念される。このことから、関係機関との協議を進め、交通解析結果に基づいた交差点改良を実施するなど、交通負荷を軽減するための交通対策を確実に実施すること。

2 個別事項

(大気環境)

(1) 供用後の施設関連車両の走行に伴う大気質及び騒音、振動に係る影響について、本事業の発生交通量の多い路線（市道中の坂線及び市道北畑入山線）の沿道においても、調査、予測及び評価を実施し、地域住民への説明を行ったうえで、必要な環境保全措置を講じること。

(土壌環境、廃棄物等)

(2) 仮設沈砂池に堆積した土砂を盛土材として再利用する際には、適切な土壌改良を行うとともに、その具体的な内容を環境影響評価書に記載すること。

(植物、景観、自然との触れ合いの場)

(3) 計画地内に整備する工業地及び商業地においては、近傍の路線上からの眺望について調査、予測及び評価を実施し、近景にも配慮した緑化計画及び景観計画を検討すること。また、緑化にあたっては、当該地域の環境に適した樹種の植栽を検討すること。

(4) 調整池の設置にあたっては、景観や自然との触れ合いに配慮した緑化空間や水辺空間等の創出を検討すること。